

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系の定例サンプリングにおいて、当該系統内の塩素濃度の上昇傾向が認められたため、当該系統の熱交換器を順次点検及び対応検討	GⅢ	
2	1号機	「蒸気タービン開放検査」の検査成績書の引渡し許可の実績記録に誤記が認められたため、対応検討	GⅡ	
3	1号機	計装用空気乾燥器（B系）の吸着塔（D）本体とドレン配管の接続部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	1号機	固体廃棄物貯蔵庫（1、2号棟）に火災警報が発生し、現場確認した結果、誤報と判明したが、火災警報のリセットができなかったため、当該火災警報用検出回路を除外及び対応検討	GⅢ	
5	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（26-03）のアクュームレータへの窒素ガス充填中に、アクュームレータ水側シリンダドレン弁（V-107）の下流側継手部より水のリーク（約0.5リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	2号機	原子炉格納容器圧力抑制室ベント管内確認作業において、ダウンカマ先端部のサプレッションプール水面に浮遊物（テープ片及びパッキン片らしき物計25個）を発見し、回収したため、対応検討	GⅢ	
7	3号機	主蒸気母管ドレンレベルスイッチの点検において、内部部品（マイクロスイッチ）に動作不良が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
8	3号機	主発電機密封油タンク用真空圧カスイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧カスイッチを交換	GⅢ	
9	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A、B）の点検において、潤滑油シールの表面に打痕、変形及び摩耗が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
10	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A、B）の点検において、2段、3段上半ノズルダイヤフラム位置決め用ピンに浸食が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
11	3号機	主低圧タービン（C）ノズルダイヤフラム（上半）の浸透探傷検査において、ノズル板溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
12	3号機	主低圧タービン（C）内部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
13	3号機	協力企業の作業員（1名）が放射線管理区域に入域した後、非管理区域に点検用治具を置き忘れてきたことに気づき、入域経路を逆戻りし、入域用ゲートから、非管理区域側に出してしまったため、対応検討 尚、本人の身体汚染なしを確認済み また、当該作業員が歩行した非管理区域側の経路の汚染なしを確認済み	GⅡ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	中央制御室換気空調系冷凍機（1A）用圧縮機出入口弁の点検において、取付用ボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
15	5号機	所内ボイラばい煙測定装置用取出し配管の保温材取付け部にシール剤の剥離による位置ズレが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
16	5号機	所内ボイラばい煙測定装置用取出し配管近傍の保温材取付け部にシール剤の剥離による隙間発生が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
17	5号機	原子炉建屋北東側地下にある炉心スプレイ系（A）室の補助海水系配管貫通部のラバーブーツと建屋壁面との隙間より地下水のリーク（連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
18	6号機	廃棄物処理系廃液中和用硫酸タンクの出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	